

# 別紙 14

基本要領Ⅲの第3 農産物検査の検査結果報告等

## 農産物検査の検査結果等報告 マニュアル

検査結果報告	・・・14-1
第1 報告書の作成	・・・14-2
第2 報告書の提出	・・・14-2
第3 報告書の取りまとめ等	・・・14-2
第4 農産物の品質概況等調査	・・・14-3
第5 検査結果の公表等	・・・14-4
○ 別表	・・・14-5
○ 様式第1号～第8号	・・・14-6

# 検査結果報告

## 広域登録検査機関

## 地域登録検査機関

- 登録検査機関は、自らが実施した検査結果について、農産物検査法第20条第3項及び規則第20条の規定に基づき報告
- 報告書の内容(データ)は電子記録媒体を利用することが可能
- 電子メールなどを利用して提出する場合は、農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年農林水産省令第21号)第3条第3項の電子署名等を必ずしも求めない。

報告期日(例:国内産農産物の品位等検査に係るもの)  
報告期間ごとにとりまとめ、翌月10日までに報告

農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣が定める期日を定める件  
(平成13年3月22日農林水産省告示第445号)

## 都道府県

10日間(別表参照)

- 1 検査結果の取りまとめ報告  
・都道府県は、管内の結果を取りまとめ、電子メールなどにより地方農政局へ報告
- 2 地方農政局への報告は、毎回報告とし当該報告期間に検査実績がない場合、実績がないことを連絡又は直前の累積データを送信

## 地方農政局 (地方参事官)

14日間(別表参照)

- 1 検査結果の取りまとめ報告  
・地方参事官は、管内の結果を取りまとめ、電子メールなどにより地方農政局へ報告  
・地方農政局は、所在する都道府県の検査結果及び管内の結果を取りまとめ本省へ報告するとともに、管内の都道府県と情報共有
- 2 本省への報告は、毎回報告とし当該報告期間に検査実績がない場合、直前の累積データを送信

## 農林水産省農産局

(取りまとめ及び照合)

## 公表

原則 別表に定める地方農政局長の報告期日の属する月の末日

農林水産省ホームページ

### 【公表内容】

- 1 国内産米穀の検査結果
- 2 国内産麦類の検査結果
- 3 国内産大豆の検査結果

## 第1 報告書の作成

登録検査機関であってその農産物検査を行う区域が複数の都道府県であるもの（以下「広域登録検査機関」という。）は、自らが実施した農産物検査について、農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第20条第3項及び農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、平成13年3月22日農林水産省告示第445号（農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件。以下「報告規程」という。）に定めるところにより、規則第20条に掲げる事項を記載した報告書を作成する。

なお、報告書の内容は、電子記録媒体を利用して作成することができることとする。

## 第2 報告書の提出

1 広域登録検査機関は、第1の報告書を報告規程に定める期日までに、当該広域登録検査機関が検査を行った区域を管轄する地方農政局長（北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に提出する。

なお、地方農政局の所在区域外の広域登録検査機関が提出する場合は、検査を行った区域を管轄する都道府県庁所在地等に駐在する地方参事官（以下「地方参事官」という。）へ提出することができるものとする。

また、インターネット回線（電子メールなど）を利用して提出する場合には、農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年農林水産省令第21号）第3条第3項の規定は、適用しない。

ただし、報告期日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。）第1条第1項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

2 1により報告書の提出を受けた地方農政局長及び地方参事官は、広域登録検査機関の主たる事務所が自らが管轄する区域にない広域登録検査機関から報告書の提出を受けた場合には、その写しを当該広域登録検査機関の主たる事務所を管轄する地方農政局長に送付するものとする。この場合、地方参事官は地方農政局長を通じて送付する。

## 第3 報告書の取りまとめ等

1 広域登録検査機関の取りまとめ

第2の1及び2により報告書の提出を受けた地方農政局長は、広域登録検査機関から提出された検査結果を取りまとめる

## 2 地域登録検査機関の取りまとめ

農産物検査法施行令（平成7年政令357号）第5条第3項及び規則第28条第2項に基づき、農産物検査を行う区域が一の都道府県であるもの（以下「地域登録検査機関」という。）から報告書の提出を受けた都道府県知事は、地域登録検査機関から提出された検査結果を別表に掲げる様式に取りまとめ、別表に掲げる期日（都道府県知事の報告期日）までに電子メール等により当該都道府県を管轄する地方農政局長に報告する。

ただし、報告期日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ当該地方農政局長に報告する。

## 3 検査結果の報告及び共有

地方農政局長は、1及び2の検査結果を別表に掲げる様式に取りまとめ、別表に掲げる期日（地方農政局長の報告期日）までに電子メール等により農産局長に報告する。

ただし、報告期日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ農産局長に報告する。

また、検査結果を取りまとめた地方農政局長は、管内の都道府県知事と検査結果の情報を共有するものとする。

## 第4 農産物の品質概況等調査

農産局長が気象状況の変化、災害等により、農産物の品質に影響が見込まれると判断した場合には、地方農政局長に対し、品質概況等調査の実施を指示することとする。

### 1 調査対象

調査対象農産物は、国内産米穀（水稻うるち玄米、水稻もち玄米、醸造用玄米及び陸稲もち玄米の別とする。以下同じ。）、国内産麦類（普通小麦、普通小粒大麦、普通大粒大麦、ビール大麦及び普通はだか麦の別とする。以下同じ。）国内産大豆及び農産局長が必要と認めるその他の農産物とする。

### 2 調査方法

地方農政局長は、管内において、通常検査されている調査対象農産物について、管内の関係機関（都道府県、市町村、都道府県農業試験場及び農林水産省の機関をいう。以下同じ。）及び生産者団体への聞き取りにより調査を行う。

### 3 調査報告

地方農政局長は、調査結果について、様式第8号により作成し、農産局長宛てに電子メールにて報告を行う。

別表

様式第1号

様式第1-2号

様式第2号

様式第3号

様式第4号

様式第5号

様式第6号

様式第8号

#### 4 参考試料の採取等

地方農政局長は、農産局長が品質確認のため指示した場合、無償で調査対象農産物の試料（以下「試料」という。）を入手可能な場合、試料を採取し、速やかに農産局長宛てに送付する。

この場合、試料の送付量については、国内産米穀及び国内産麦類にあつては 30 g、国内産大豆にあつては 150 g、その他の農産物にあつてはカルトン 1 並べ分程度とする。

### 第 5 検査結果の公表等

#### 1 公表時期

- (1) 農産局長は、取りまとめた検査結果について、基本要領Ⅲの第 3 の 3 の (1) のアに定める期日に農林水産省ホームページに掲載し公表を行う。
- (2) 地方農政局長は、当該検査結果のうち公表の必要があると認めた内容について、農産局長が公表した後に公表することができる。

#### 2 公表内容

検査結果の公表内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 国内産米穀の検査結果
- (2) 国内産麦類の検査結果
- (3) 国内産大豆の検査結果
- (4) 公表の必要があると認める検査結果

#### 3 確定値の公表

検査結果の確定値については、以下のとおり、年 1 回公表を行うこととする。

- (1) 国内産米穀の検査結果  
生産年の翌年 10 月末日現在を最終の報告月とし、その報告月から 3 か月以内に公表
- (2) 国内産麦類の検査結果  
生産年の翌年 3 月末日現在を最終の報告月とし、その報告月から 3 か月以内に公表
- (3) 国内産大豆・そばの検査結果  
各年 4 月末日現在を最終の報告月とし、その報告月から 3 か月以内に公表
- (4) その他の検査結果  
各年 3 月末日現在を最終の報告月とし、その報告月から 3 か月以内に公表

## 別表

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	様式	都道府県知事から地方農政局長への報告期日	地方農政局長から農産局長への報告期日
品位等検査	米穀（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	当年産（生産された年の翌年の10月31日までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同じ。）の検査を開始した日から8月31日までの間	様式第1号、様式第1—2号及び様式第2号	9月20日	9月24日
			当年産の9月から12月までの毎月の1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日
			当年産の翌年1月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日
			当年産の翌年4月1日から翌年6月30日までの間		翌年7月20日	翌年7月24日
			当年産の翌年7月1日から翌年10月31日までの間		翌年11月20日	翌年11月24日
	麦（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第3号	9月20日	9月24日
			9月1日から10月31日までの間		11月20日	11月24日
			11月1日から翌年1月31日までの間		翌年2月20日	翌年2月24日
			翌年2月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日
	大豆（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	5月1日から12月31日までの間	様式第1号及び様式第4号	翌年1月20日	翌年1月24日
			翌年1月から翌年4月までの毎月1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日
	そば（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	5月1日から12月31日までの間	様式第5号	翌年1月20日	翌年1月24日
			翌年1月1日から翌年2月末日までの間		翌年3月20日	翌年3月24日
			翌年3月及び翌年4月の毎月1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日
	小豆、いんげん、かんしょ生切干及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第5号	翌年1月20日	翌年1月24日
			翌年1月1日から翌年2月末日までの間		翌年3月20日	翌年3月24日
			翌年3月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日
	輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第6号	翌年7月20日	翌年7月24日
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年3月31日までの間	様式第7号	翌年4月20日	翌年4月24日

農産局長 殿

地方農政局長

〔北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長〕

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度 \_\_\_\_\_

(単位：kg)

都道府県名	農産物の種類	検査区分	銘柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	特上	特等	1等 (合格)	2等	3等 (等外)	規格外 (等外上)	備考

14-6

(注) 1 「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第3条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第5条第1項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）、法第6条の品位等検査（麦の品位等検査）及び法第9条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）の別を記載すること。  
 2 農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第1条に規定する米穀の当年産以外のものの検査結果にあつては、別葉とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外のものを記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。  
 3 大豆の検査結果にあつては、各年5月1日から翌年4月末日までの累計とし、生産年度ごとに別葉とすること。  
 4 検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。  
 5 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合は、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」とすること。







農産局長 殿

地方農政局長

〔北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長〕

国内産大豆の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度 \_\_\_\_\_

(単位：kg)

都道府県名	農産物の種類	等級	検査数量	形質	水分過多	被害粒								未熟粒	異種穀粒	異物	備考	
						計	病害粒	虫害粒	変質粒	破碎粒	皮切れ粒	はく皮粒	汚損粒					しわ粒
14-10																		

(注) 1 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合には、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは「都道府県知事」とすること。  
 2 各年5月1日から翌年4月末日までの累計とし、生産年度ごとに別葉とすること。







様式第8号

番 号  
年 月 日

農産局長 殿

地方農政局長

〔北海道農政事務所長  
内閣府沖縄県総合事務局長〕

国内産農産物の検査概況等調査報告書（ 年 月 日現在）

調査対象農産物： \_\_\_\_\_

項 目	概 況
生 育 概 況	
検 査 概 況	
臨時品質概況	
その他特記事項	